

令和5年度財政援助団体等監査について、横手市教育委員会教育長から当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和6年1月31日

## 監査報告書により指摘された事項の状況報告

種類 令和5年度 財政援助団体等監査

期間 令和5年7月5日～令和5年11月28日

範囲 令和4年度事業を対象  
補助金等交付団体 所管部局に対して実施

対象団体	指摘事項	回答
横手市芸術文化協会	(1) 補助金交付団体に対して特に指摘する事項はなかった。 (2) 所管部局に対して各地区協会の実績報告書類について、わかりやすく整理するよう指導に努められたい。	直接の補助金交付団体先である横手市芸術文化協会を通じて、各地区協会に対し出納簿を作成するなど実績報告書類をわかりやすく整理するよう指導した。
よこて実行委員会	(1) 補助金交付団体に対して実績報告書に宛名のない領収書の添付がある。 (2) 所管部局に対して提出資料の精査に努められたい。	(1) 領収書に記入漏れや誤りがないか、再度確認を行います。 (2) 当該団体については、事務処理手順や適正な執行を指導しつつ、課内の書類審査についてもチェック項目や体制を再確認し適正な業務遂行に努めます。